

## 営利企業への従事等の制限に関する規則

平成27年3月30日規則第29号

最終改正：平成28年10月20日

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（以下「法」という。）第38条の規定に基づき、営利企業への従事等の制限に関し、定めることを目的とする。

(従事を制限される地位)

第2条 法第38条第1項の規定により、職員が任命権者の許可を受けなければ、兼ねてはならない地位は、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者
- (2) 顧問又は評議員
- (3) その他前各号に掲げるものに準ずる地位

(任命権者の許可の基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項及び前条に規定する地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て、事業若しくは事務に従事しようとする場合は、次の基準に該当する場合を除いては、許可してはならない。

- (1) その職員の占めている職と当該営利企業との間に特別の利害関係がなく、且つ、その発生のおそれがないこと。
- (2) その職員の職務の遂行について、支障がなく、且つ、その発生のおそれがないこと。

2 任命権者は、第1項の規定により許可を与えた場合においても、その後許可の要件を欠くに至った場合は、当該許可を取り消さなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月20日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。